

様式第四（第六条関係）

## 公共下水道使用開始（変更）届

年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹 様

申請者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

印

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので、届け出ます。

排 除 場 所			排 水 口 数	
排 出 汚 水 の 水 量 又 は 水 質	水 量 水 質	月平均 下記のとおり	立方メートル	日最大 立方メートル
開始（変更）年月日	平成 年 月 日			
処 理 方 法			施 設 名 称	

### 記

項 目	排 水 口						単 位
	月 量	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	
温度						度	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、及び硝酸性窒素含有量						ミリグラム/リットル	
水素イオン濃度						水 素 指 数	
生物化学的酸素要求量						5日間ミリグラム/リットル	
浮遊物質						ミリグラム/リットル	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量						ミリグラム/リットル	
$\frac{\text{――}}{\text{――}}$ 鉱油類含有量						ミリグラム/リットル	
$\frac{\text{――}}{\text{――}}$ 動植物油脂類含有量						ミリグラム/リットル	
窒素含有量						ミリグラム/リットル	
リン含有量						ミリグラム/リットル	
窒素消費量						ミリグラム/リットル	
カドミウム及びその化合物						ミリグラム/リットル	
シアン化合物						ミリグラム/リットル	

有機 <sup>リン</sup> 化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
鉛及びその化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
六価クロム化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
砒 <sup>素</sup> 及びその化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
アルキル水銀化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
ポリ塩化ビフェニル						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
トリクロロエチレン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
テトラクロロエチレン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
ジクロロメタン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
四塩化炭素						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
1, 2-ジクロロエタン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
1, 1-ジクロロエチレン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
シス-1, 2-ジクロロエチレン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
1, 1, 1-トリクロロエタン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
1, 1, 2-トリクロロエタン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
1, 3-ジクロロプロペン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
チウラム						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
シマジン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
チオベンカルブ						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
ベンゼン						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
セレン及びその化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
ほう素及びその化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
ふっ素及びその化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
フェノール類						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
銅及びその化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
亜鉛及びその化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
鉄及びその化合物（溶解性）						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
マンガン及びその化合物（溶解性）						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
クロム及びその化合物						ミリク <sup>ラ</sup> ム/リットル
ダイオキシン類※						ヒ <sup>コ</sup> ク <sup>ラ</sup> ム/リットル
摘 要						

#### 備考

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自著で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 3 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 4 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。